

新型コロナウイルスによる語学テスト停止期間を勘案したコンサルタント等契約のプロポーザル評価における「語学能力の評価基準」の暫定的運用の終了について

2022年1月18日
JICA 調達・派遣業務部

コンサルタント等契約のプロポーザル評価において、業務従事者の「語学力」評価については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2019年4月）」の「別添資料6：語学能力の評価基準」に基づき、同資料で規定している認定機関の認定書等に基づき評価を行っています。

同評価基準に基づき、同資料で規定されていない CASEC や JICA 専門家検定等による認定書や TOEIC の IP テストによるスコアレポート（注：TOEIC の公開テストでは公式認定書が発給される。）については、評価の対象としていません。

2020年6月、新型コロナウイルス蔓延の影響を受け、TOEIC 公開テストの中止期間中の暫定措置として、上記ガイドラインで規定している資格について、取得後11年までのものを語学評価の対象として認め、TOEIC の IP テスト等についても、語学評価の対象として参りました。

2020年6月19日付「調達情報」お知らせ

[新型コロナウイルスによる語学テスト停止期間を勘案したコンサルタント等契約のプロポーザル評価における「語学能力の評価基準」の暫定的運用について](#)

この運用を、2022年9月末で終了致します。

プロポーザル提出期限が2022年10月以降になる公示分については、上記ガイドラインで規定している資格については取得後10年までのものを語学評価の対象とし、また、TOEIC の IP テストは語学評価対象と致しません。

なお、CASEC の証明書については、上記ガイドライン上で整理のとおり、評価対象としていませんので合わせてお知らせします。

以 上